

序章

第1節 中国の都市部における流動人口の養育環境

1990年代以後、中国の都市部では「外来人口」、「流動人口」、「民工」などとよばれる、主に都市部以外の地方農村出身の人口層の流入が増大し、都市におけるひとつの大きな社会現象となっている。その人口規模の拡大は都市社会のシステムの基盤の変化を促すと同時に、多くの社会問題を発生させることとなっている。

グローバル化した活発な経済活動のなかで、世界の各国の各都市に地方や国外から流入人口が増加し、世界的に都市人口の比率が高まっている。しかし、新たに都市に移住してきた人々が担う社会的な役割の多くは、以前から都市に居住してきた市民の労働と異なる劣悪な労働環境、安価な賃金、危険な作業などに特徴づけられるような職に就くことになる。一国において、農・漁業などの一次産業を特色とするそれまでの産業構造から第二・第三次産業への転換を伴った（＝テイク・オフ）都市化がおこる場合、産業化による都市に生じた新たな労働力の需要に対応するため、流入する人口は一般的に出稼ぎといわれるような労働者集団を形成するケースが多くなる。つぎに、彼らの移住都市での定住化が進み、子どもがそこで生まれ育ちまた新たな世代が家族を形成するようになっていく。すると当然、彼（彼女）らの子どものなかにはそうした親の担ってきた労働とは異なる、より産業社会における高度な知識や技能、あるいは人間関係を必要とする職業に就く子どもが出てくる。これは、世代間における社会移動（＝上昇移動）が起こることを意味するが、産業化をふくむ都市化が健全なかたちでおこなわれる社会では、通常、人口の流入には短期間にであれ世代間にであれ、そうした社会移動が含まれる。

通常、新たに都市移住してきた人々が、行政サービス、福祉、医療保障などの面において以前から同市に居住する市民の世帯と同等の制度的保障を享受し、またその子どもたちが都市部の子どもたちに保障された同様の公教育を受けることができるならば、そうした未来を予見することが可能である。しかし、都市へのニューカマーに対してそのような制度的な労働・生活保障が付与されず、むしろ制度的な制限や拒絶すらみられる中国の都市社会のようなケースでは、彼（彼女）らにおける上昇的な社会移動を予測することは困難であると思われる。彼らは安価な労働力として格差的な生活環境のもとで都市社会の下層を形成する役割を担い、またさらに、その子どもたちも同様に都市社会における不平等な養育

環境を経て、親と同等な人生を踏襲していく以外の選択肢に制約が置かれることは想像に難くない。このように自由な経済活動が促進される一方で、流入者の基本的な生活を営む権利を阻むような法的諸規制が保持されているという点において、中国都市へ移住する人口はその世代間を通じて特異な問題に直面した集団であるといえる。つまり、中国都市に流入する大規模な人口集団は、グローバル化した現在の産業社会における階層問題を表象している。

中国は外国資本の活発な導入など、グローバルな市場経済活動によるめざましい発展を遂げてきた。そして、急激な社会変動と同時に、農村部から都市部へとより豊かな生活の機会を求めて移動する人々が増加しつづけている。その数は、2000年には1億人をこえており、そのうち学齢期の子どもが2000万人ほどいるといわれる⁽¹⁾。しかし、多くの大都市においては、彼（彼女）らに正式な都市の戸籍が与えられないといった法的な隔壁があり、公教育への就学すら危うい状況が続いている。そして、とくにこうした流動人口の子どもの養育環境上の問題は、次世代に継続されうる社会適応上の障壁のひとつであり、都市部マイノリティとしての家庭生活全般に対する不平等や格差の構造と広く密接な関係をもっている。したがって、彼らの生活する環境における不平等や不均等の問題を踏まえた社会移動の可能性を探求することは、階層問題全般の考察事例として深い意味を有すると考えられる。

本節では、まず現代中国の都市社会が保持してきたこの特異な人口集団に対する制度的規制のこれまでの経緯ならびに現状を概観し、彼（彼女）らの置かれた社会的状況ならびに子どもの社会移動にとって重要因となる養育環境の条件についてみていく。

1) 都市化と流動人口

中国では1958年に公布された「中華人民共和国戸籍登記条例」により、都市以外の農村から都市居住への移動が制限されていた。しかし、1980年代にはいとそうした戸籍制度に若干の修・改正がみられるようになり、一定年齢以上、一定期間以内の居住を対象に「暫住戸籍」という臨時戸籍を交付して短期間での市内居住を許可するようになった⁽²⁾。とはいえ、こうした臨時戸籍を手にした「暫住人口」には、一般市民の享受する各種の行政サービスや医療、住宅、公教育などの保障が受けられないという大きな問題が存在していた。いわば臨時戸籍取得のための各種手数料を支払わせつつ、一般市民以下の差別・格差的な待遇を設けることにより、都市流入人口を制限・コントロールしていたといえる。実際、

1970年代後半までの農村労働者の都市流動人口規模はごく少数であり、1980年代の上記の戸籍改革によって、ようやく2000～3000万人規模の移動がみられた。にもかかわらず、これは中国農業労働力全体の5%を占めているに過ぎない⁽³⁾。

ところが1990年代にはいると、高額な現地のみ有効とされる都市戸籍などの販売が多くの地方政府にておこなわれるようになり、その取得のためにはその他さまざまな要件(学歴、特殊技能、収入等)が設定されながらも、そうした販売の実施により都市移住が法的に可能となる人々が出てきた⁽⁴⁾。

また、小都市のケースに限ってであるがその他の方法としては、一定期間、都市での安定的な収入を得ている場合や、農村戸籍の配偶者が結婚後、一定期間を経過した場合に都市戸籍を取得できるようになり、さらに一定の投資額、興業、住宅購入した場合などについても都市戸籍を許可するようになっていった。そして2000年にはいると、小都市においては、安定した住所と職業あるいは収入があれば通常の都市民として許可されるようになっていく⁽⁵⁾。

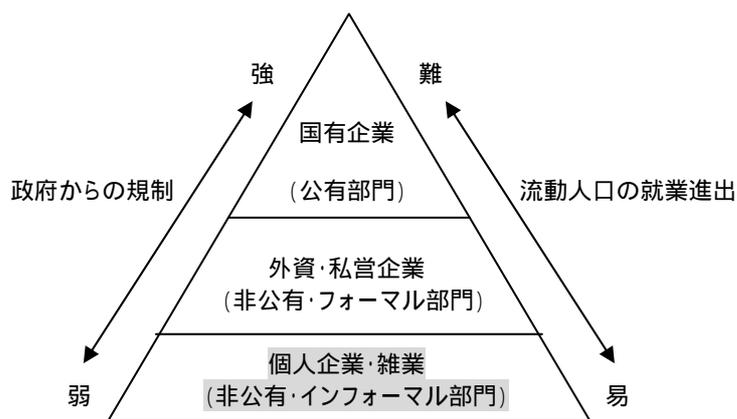
しかし、それらの適用は小都市に限定されており、省都や人口数百万を有するような大都市については例外で依然としてより厳密な制限が存在しているようである。とはいえ人口の流入が急激なのは、小都市ではなく外国資本を中心とする資本投下額の豊富な大都市なのであり、とくに大都市の人口増加が進んでいる。その一方で、それらの大半を占めているであろう農村からの流入者は、当該都市戸籍を取得することが極めて困難となっており、いわば市民権を与えられてないに等しい状態での移住(定住化)が進んでいる。そのような彼(彼女)らを流動人口、あるいは(農)民工などと呼ぶようになり、その急激な増加が社会問題を引き起こしているのであった。

2) 流動人口の労働・生活環境

多くの都市では、外地出身者の就業は厳格に制限されており、都市の戸籍をもたない流動人口には多くの職種へ規制が存在している。就業先の法人部門としてみると私营企业、集団・外資企業、国有企業の順に流動人口の雇用比率が低くなり雇用の門戸は狭くなっていく⁽⁶⁾。とくに国有企業などの就業には、当地の都市戸籍が求められるなどの規制があり、原則として流動人口は排除されているといえる。流動人口の就く主な職種は、都市地域によって若干の差はあるが 建設業、製造業、サービス業(商業、飲食業など)の順で割合が多くなっており、それぞれが就業職種全体の2割以上を占めている⁽⁷⁾。さらに就業形態に

関していえば、比較的若年層で学歴の高い者が契約工として雇用されるフォーマル部門と、臨時雇いで身分保障が低い雑業層として雇用されるインフォーマル部門とに大別される。本研究で調査対象とする流動人口はすでに子どもを有しており、若年層は少数であるため後者のインフォーマル部門の雇用労働者の割合が高くなっている。

図1 都市労働力市場の構造



出典：石曉紅「都市労働力市場の構造・変動と出稼ぎ労働者の就業」『現代社会文化研究』No. 30、2004年 105頁より一部変更・修正して抜粋。

このように危険で衛生条件の悪い不安定なインフォーマル部門での不安定な雇用形態のもとで、近年の流動人口の労働者たちは、家族を伴う都市への移住が進んでいる。例えば上海市や武漢市、ならびに北京市ではその約3割が家族を挙げての引越しをしているともいわれている⁽⁸⁾。つまり、流動人口とは、その就業・労務上の諸条件に注目する限り日本という「出稼ぎ」や季節労働の定義に近いものがあるといえるが、彼（彼女）らの家庭生活の様式に注目してみると必ずしもそうした考えは当てはまらない。

ここで、近年の中国における都市民と農民との経済格差に関する動向を概観すると⁽⁹⁾、一人当たりの収入の比較では、農民を1とした場合に都市民はその3.45倍になっている(2004年)。これは、その1999年の2.65倍であった5年後の2004年には格差が拡大していることを示している。また、一人当たりの消費支出額の動向をみると、都市民は農民の約3.29倍(2004年)となっており、これも1999年の2.93倍から格差が拡大している。さらに、農村部には通常の都市民が享受している各種福祉サービスが与えられないことを考慮すると、実質的な経済的格差は6倍以上ともいわれている⁽¹⁰⁾。例えば、文教娯楽支出の格差は、都市民は農民の4.17倍(2004年)とされており、これは余暇における文化的活動

や娯楽などに使用できる可処分所得のちがいとなってあらわれているといえる。

このように近年の都市 / 農村地域間での経済的な格差は拡大し続けており、また後述するように農村における劣悪な余剰労働力や公教育の問題などから、農村での定住生活に将来的な展望や期待を求めるだけの要素に乏しくなっている現状があると考えられる。

表1 都市部と農村部の一人当たり収入 / 消費支出 / 文教娯楽支出の比較(1999年 / 2004年)

年度	収入		消費支出		文教娯楽支出	
	1999	2004	1999	2004	1999	2004
都市						
農村	2.65	3.45	2.93	3.29	3.37	4.17

出典: 金明旭・岡隆光・何宗路・井上正人ほか「中国における地域格差の比較 都市部、農村部、都市部と農村部」『社会情報学研究』Vol. 12, 55～58頁より修正して抜粋。

すでに大都市の産業構造にとっても、そうした製造業、清掃や建築業などのインフォーマル部門に従業する流動人口労働者の存在なくして経済の発展はおろか、日常生活も成り立たなくなっている。今後も、都市の労働市場におけるさらなる需要が見込まれており、特別な事情等がない限り帰郷定住の選択可能性は極めて低いといえよう。

3) 流動人口の教育環境

以上のような状況にあって、近年では家族で都市に移住する流動人口のケースが多く、保護者にともなって流動人口の児童数が増加する傾向がある。しかし、病院などの公共施設や社会福祉制度の欠如、適切な住宅数の不足などが社会問題化するなかでも最も大きな問題とされているのが、流動人口の子どもの教育に関する規制である。

中国では1986年から義務教育法が実施されており、国家や社会、家庭はすべての学齢期の子どもに教育を受ける権利を保障すべきものとなっている。ところが、これまで義務教育の制度的な保障は児童の戸籍所在地の各地方政府の手にゆだねられてきた。つまり、戸籍所在地を離れている流動人口の児童の場合、彼(彼女)らの教育を受ける権利を保障する責任が、実際の問題として地方政府には存在しないことになる⁽¹¹⁾。

一方、移住都市においても市政府の公教育行財政は当該都市戸籍の管理にもとづいて実施されている。そのため、施設や教員配置の面から公立学校に受け入れる生徒数には限界があり、その収容定員を超える受け入れに関しては不足する公教育予算に見合う教育費を別途徴収する以外、方法がないのである。近年まで実際に、流動人口の公立学校への入学

に際して「借読費」とよばれる高額な寄付金が課せられることが普通であり、このためより学費の安価な「流動(民工)児童学校」とよばれる、主に経営が認可されていない民営の学校に通学する児童が大発生したのであった。

また、流動人口の児童の受け皿となるこれら流動児童学校は、たとえ経営が認可されたとしても、補助金など政府からの公的予算を分配されるわけではないため、その設備面ではソフトもハードも貧弱とならざるをえない。例えば、公立学校と北京・上海市の流動児童学校との設備ならびに教員配置に関する、ある調査の平均の結果を比較したものが以下(表2)である⁽¹²⁾。

表2 公立学校と流動児童学校との比較

	生徒一人当たり学校設備 (m ²)		教員一人当たり生徒数	生徒一人当たり教育経費(元)
	校舎	運動場		
北京流動児童学校(12校)	3.1	5.0	25.4	874
上海流動児童学校(15校)	4.3	3.2	35.0	449
浙江省公立学校(30校)	7.5	5.4	18.7	2018

出典:南亮進・羅歆鎮「民工の都市生活と子弟教育 北京・上海の事例研究」『中国研究月報』第60巻7号(2006.7)、4頁より抜粋・修正作成した。

一人当たりの校舎や運動場の面積は一般的に公立学校より小さく、また教員数も少ないことは、一人当たり教育経費の比較からみれば当然ともいえる。しかもその低い教育経費の出所のほとんどは、学費によるものであることはいうまでもない。その他にも、学校としての衛生面(上下水道、トイレ数)や蔵書数、パソコン台数などの格差が予想される。

このような流動児童学校の正確な数や通学児童数は不明であるが、新聞報道などによれば、北京市では流動人口児童の30%、上海市ではその60%が流動児童学校に通学しているという試算もある⁽¹³⁾。つまり、いずれにせよ流動人口の児童においては義務教育が制度として機能していないことを示している。

それでは親の郷里である農村に子どものみを帰省させて就学させればよいかというと、事態はそれほど単純ではない。先に記したように、義務教育制度の実質的な責任は地方政府の末端である郷政府が担われ、かつ、義務教育予算の捻出とその分配の責を負わされる仕組みになっている。次節でも後述するが、中央政府のしめる予算額の割合は予算全体のわずか2%に過ぎず、8割以上が郷政府の負担となっている⁽¹⁴⁾。

そうした構造の結果、貧困地区では教員の給与が遅配、欠配がつづき、また慢性的な各

種学校設備の不足、さらには貧困家庭児童の不就学、退学といった問題が多発してきた。つまり、少なからぬ流動人口の児童にとっては、流動児童学校に通学すること以前にすでに郷里の農村における義務教育制度の不履行といった問題を抱えていたのである。

つまり、保護者である親などにとっても、余剰労働人口を抱える農村に帰郷して生活することが不適當であるとすれば、同様に子どもにとっても帰郷して就学することが必ずしも適切とはいえない教育制度の事情が存在している。また、学齢期の子どもを荒廃の進む農村に単身で就学させることにも問題あることが懸念されている。そこでつぎに、中国の義務教育に対する予算配分枠である公教育費に関して、その配分構造の考察により流動人口児童の公教育問題にアプローチする。

4) 公教育予算の配分問題

中国社会では、文化大革命が終息した 1978 年以来、「改革開放」の経済路線が進められており、その体制は「社会資本主義体制」などともいわれるようになった。教育政策においても、以前の毛沢東共産主義革命を促進するための人材育成という視点から、「四つの現代化」(農業・工業・国防・科学技術)を担うための人材育成へとその視点が転換され既に久しい。ここで、教育改革のなかでもとくに財政的な問題は最も大きな関心事のひとつになっている。国家における教育予算の配分とは投資の一形態でもあり、ある明確な意図をもった未来像の計画に対する実現可能性を高めようとするものといえるからである。

これまで日本の研究では、中国の教育財政に関する研究の蓄積に乏しかったが、近年の溝口(2004年)などによる綿密な財政的問題に対する考察がある。溝口の考察では、教育経費の支出に占める中央政府と地方政府の負担の比率に着目し、末端の下層政府である郷政府が担っている教育費の過大な負担が、結果として教員給与の遅・欠配や「乱収費」(許可なく学校が各種名目で費用を徴収すること)の横行とそれによる貧困家庭児童の退学問題など引き起こしていると指摘している⁽¹⁵⁾。

また、中国のGNPに占める公教育費自体は、国際的に見てもかなり低い状態であり(2.3%・1996年時点/世界平均 5.1%/途上国平均 4.1%)、これは世界の総公教育費の 1.5%で世界の教育総人口の 20%に教育を受けさせようとするのだといわれてきた⁽¹⁶⁾。例えば、

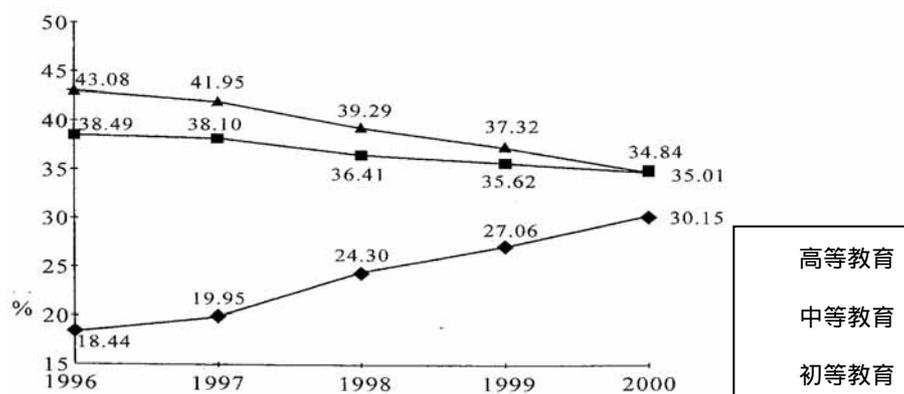
義務教育(1986年~)を修了して高校などに進学する割合は 50%にも達しない(2000年時点)⁽¹⁷⁾、義務教育機関は原則的に中央政府の投資がなく、大半の地域で職員の給与が確保されていない、一億三千万人も流動人口の家族における子どもの教育問題⁽¹⁸⁾、などが

挙げられる。

急速な経済発展を遂げている中国教育制度における公教育財政の問題について、とくに90年代後半の高等教育を含む教育予算の配分政策に注目することによって、公教育財政全体の構造的な特性にアプローチしよう。

まず教育財政における全教育経費支出総額について、高等教育、中等教育、初等教育の3クラスの合計を100%とした場合に、それぞれが占める教育経費支出⁽¹⁹⁾の割合を5年間の時系列的にみていく(図1)。3つの教育階層のそれぞれが占める比率割合は年々動いているが、1996年に43.08%で最も大きな支出割合であった初等教育は、2000年には34%台に下降していき中等教育とほぼ同じ割合に落ち着いている。一方、高等教育は1996年に18.44%を占める最下位であったのが、2000年には30.15%まで急激に上昇している。

図1 高等/中等/初等教育の総教育経費支出においてそれぞれが占める割合(%)



出典：『2001年中国教育発展報告』北京師範大学出版社、2002年、50頁。

それではつぎに、総支出全体の比率割合としてではなく、学生(生徒)1人当たりの教育経費の支出額という切り口から、各教育階層における支出をみていく(表3)。

1995年から2000年までの5年間で最も1人当たり教育費支出の増加率が高かったのが高等教育における支出額であり、その間に76.5%増加している。反対に最も支出の増加率の低いのが中等教育クラスで32%ほどの上昇であった。また、ここで仮に2000年度のこれら教育経費支出額について、初等教育を1としてみた場合には、その他教育階層の数値はそれぞれ、1.93(中等教育)、3.47(職業中等教育)、20.15(高等教育)となっている。つまり全体的にみれば、1人当たりの教育経費の支出額については、初等教育における支出が最も低

く、反対に高等教育における支出がそれに大幅な格差をつけた形で最も高いといえる。

表3 各級教育経費1人当たりの支出額の推移 単位(人民元)

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	増加率(%)
高等教育	8280.48	8647.83	9413.94	12672.83	13986.45	14615.11	76.5
中等教育	1060.49	1112.71	1131.73	1213.23	1317.16	1399.91	32.0
初等教育	476.28	507.89	522.01	566.53	638.46	725.19	52.3
職業中等教育	1899.84	1939.25	1964.67	2084.97	2296.91	2518.55	32.6

出典: 『2001年中国教育発展報告』北京師範大学出版社、2002年、50頁。

さらにここで、中央政府における教育経費予算についての額ならびにそれぞれの配分比率の割合を教育階層ごとにみてみよう。日本と同様に、中国でも公教育は中央政府による予算と地方政府による予算とに大別される。完全に異なるのはその比率で日本では国は全公教育予算の3分の1程度を負担しているが、中国の場合、中央政府はその1割ほどしか負担してこなかった点である⁽²⁰⁾。

表4 中央政府の全教育経費予算における各教育階層間の配分額ならびに配分比率 (単位: 万元)

	総額	高等教育		職業中等教育		初・中等教育		その他	
		金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)
1996	1574725	1394701	88.57	129276	8.21	6630	0.42	44119	2.80
1998	1971357	1804971	91.56	108773	5.52	4101	0.21	53511	2.71
2001	2757522	2550338	92.49	44345	1.16	24629	0.89	138210	5.01

出典: 上海財経大学公共政策中心 『2004年中国財政発展報告』上海財経大学出版社、2004年、451頁。

表4より、中央政府の予算の配分比率には若干の増減がみられるとはいえ5年間のうちで高等教育の占める割合だけで9割以上の比率がある。逆に、初等・中等教育に対する配分比率は1%以下となっている。ここに着目すれば、中央政府の教育予算とは、実質的にはほぼ高等教育予算を指しているといっても過言ではない。参考程度に日本の場合、国の公教育予算における高等教育の配分比率は低くないが、それでも5割弱程度であり初等・中等教育区分と同じくらいの配分である⁽²¹⁾。

以上のように中国の教育財政を高等教育、中等教育、初等教育等の区分からみてきたように、教育経費予算全体において、あるいは中央政府における教育経費の配分から捉えてみると、1人当たりの経費支出額もちろんのこと、全体量(額)ならびに配分割合においても高

等教育に傾斜されつつあることが理解できる。

中国の経済成長率は、かつての 10% 台成長率の勢いは失われたとはいえ、現時点でも依然として高水準であることに変わりはない。しかしその一方で、初等・中等教育に対する基本的な教育環境整備の欠如をふりかえってみると、このような教育投資を可能にしたのは、高等教育などには縁のない、国民の圧倒的多数を占める農民を代表とする貧困層の低い社会認識力や忍耐力、ならびに諦観主義(辻：2002 年)⁽²²⁾によるものという考え方も成り立つ。ならば、中国の公教育の予算配分のあり方は、初めから大多数の中国国民の存在を抜きにしておこなわれることが前提とされた、不平等な教育制度を支持するものといえる。そこでは、農村などにおける基礎的な義務教育を受ける権利の保障に対する責任がないがしろにされ責任の所在がたらい回しにされた結果、農村のみならず都市の流動人口児童の就学問題としてその社会的矛盾が発露したといえる。

5) 流動人口児童に対する就学支援レベルの類型化

ここで、学齢児童の公的支援を中心に、諸地域における就学支援の特性を簡単に類型化してみる(表 5)。

まず、近年における当該都市籍児童数の増減ならびに流動人口児童数との全体数の推移が注目される。中国の都市には、ここ 10 年間ほどでも市民の学齢児童の減少が著しい地域もあれば増加傾向にある地域もある。重要なのは、流動人口を合わせた全体としての学齢児童数の増減であろう。端的にいえば、当該地域市民の学齢児童数が減少しておらず、そこに流動人口児童が移住してきた場合は、公教育システムのインフラが追いつかなくなっていく。

つぎに、流動人口の就学政策の指針について、地域別に政府のホームページなどを分析・検討してみると、その傾向に異なりがみられる。児童の就学支援に対する見解には、公立学校への入学のみを中心とし、その他の教育機関としての民営の流動児童学校等による義務教育就学の補完を制限する行政地域がある一方、流動人口の多い広州市などでは公立学校への就学を目指しながらも、現実問題として民営の流動児童学校による就学の補完を認める支援方針を打ち出す地域もある⁽²³⁾。また、公立学校入学のために流動人口児童が必要とされる付加学費の金額に関しても、高額な地域と低額、あるいは無償化がほぼ実現されている地域まで幅が存在する。これは公教育に対する投資額が最も直接的に影響を受ける領域でもある。

最後に、以上のような要因の傾向に伴うかたちで流動児童学校の設立数⁽²⁴⁾も異なってくる。つまり、民営の流動児童学校が開学するにあたっての市場が当該地域に存在するかどうかという問題は、当該地域における 全体学齢児童数 流動児童の就学政策方針 公立学校の教育費問題、といった流れと無関係ではない。

表5のモデルは各地域における具体的な公的支援の実情を必ずしも反映したものではなく、あくまでも理念型として支援レベルを二極的に区分化したものである。したがって、現実的にはモデルのように、地域ごとに流動人口児童に対する就学支援の傾向が完全に定まっているわけではなく当然そこには個別的な事情が複雑に立ち入るため、ある都市地域がどちらに当てはまるのかという判別はできない。しかし、全体としての地域的な支援レベルを概観しようとする場合に、当然予想される傾向を理解するときのモデルとして役立つと考えられる。

表5 地域的特性の類型化(学齢児童就学支援レベルを中心に)

指標項目	就学支援のレベル	
	低	一定水準
市民籍児童数の増減	増加傾向	減少傾向
流動人口児童数の割合	相対的に多い	相対的に少ない
流動人口の就学政策方針	民間を含む	公立のみ
公立学校入学の付加学費	高額化傾向	低額化傾向
民営流動児童学校数	多い	少ない/ない

6) 流動人口の養育環境と養育観

以上、現代中国における流動人口の出現とその社会的背景、ならびに彼(彼女)らの労働生活環境、そして流動人口の児童の教育環境を概観した。

大戦後の新中国が成立して間もなく実施された都市と農村を分断する厳密な戸籍制度は、1980年代以降、経済制度の改革開放とともに徐々にその修正を余儀なくされた。そして、産業構造の変化とともに地方からの大規模な人口流入が都市部 とくに大都市 に集中し、それらは流入都市の戸籍の取得を許可されずに流動人口や農民工などとよばれるようになった。彼(彼女)らの大部分は都市への一時的な出稼ぎを目的とするのではなく、定住を希望

するものであるため、家族一体となつての移住が増加し続けている。都市社会としても、もはやインフォーマル部門に従業する多くの流動人口の労働力なくしてその発展が望めない状態となっている。

しかしながら、次世代である子どもの教育環境では、これまでの農村部の義務教育制度における矛盾点が、流動人口の移住都市で顕在化するかたちで社会問題となっている。いわば行政の末端に押しつけられてきた公教育予算の分配責任を、流動人口の児童が移住する都市では、新たに引き受けるような行政部門が存在しないといえる。結果として、多くの大都市において流動児童学校とよばれる民営で認可外の簡易学校が乱立することとなった。それらは、公立学校と比較した場合の教育環境の格差は歴然としているが、多くの流動人口児童にとって、流動児童学校以外の公立学校への就学可能性は制限されてきたのであった。つまり、中国において存在してきた都市と地方農村間の教育環境の格差に関する二元構造は、近年の産業・都市化と流動人口の増加によって都市内部での児童の公教育に関する二元構造として露出されたといえる。

したがって、本研究の目的においては、個々の流動人口の家庭環境(文化・経済・人間関係・養育観等)、および子どもの養育環境を考察対象とし、アンケート調査等によってそれらの知見を踏まえることにより、次世代である子どもの将来的な社会移動の可能性について考察することをテーマとする。流動人口における個々の家庭・養育環境等の状況の分析から、流動人口の子どもの社会移動のあり方や方向性を予見しようとすることは、中国というある特殊な社会構造を事例として、その集団間の不平等な格差の調和や解消の可能性を検討するということにとどまらない。グローバル化した全世界的規模での人口流動においては、今後、世界の各都市のニューカマーといわれる移民の処遇や法的整備、生活保障などをめぐって同様の問題が重要性を増している。そうした意味では、中国の大都市での急激な外部流動人口割合の増加による二元構造社会は、前近代的な国家における社会問題では決してなく、むしろ、日本の大都市もいずれ抱えるかもしれない問題として無視できない考察対象の事例といえないだろうか。

近年、以上のような中国の流動人口の教育環境に関する研究には、多数の蓄積がみられるようになってきた。なかでもとくに先行研究が進んでいるのが、いわゆる「民工子弟学校」の経営・運営形態にアプローチしながら流動人口児童の通学をめぐる視点・論点を提示する調査研究である。山口真美(2000年)による上海市内の流動人口児童が通学する民工子弟学校の研究を皮切りに、前述したような南亮進・羅歡鎮(2006年)による民工子弟学校

の教育環境ならびに家庭環境の分析や、黄敏(2008年)による民工子弟学校の歴史をたどった考察分析もある⁽²⁵⁾。また、流動人口児童の義務教育に関わる権利および国家の義務など公教育の制度問題を論じているものとしては、植村広美(2005年)、陳伊(2007年)などがある⁽²⁶⁾。これらでは、主に中国の戸籍管理制度と就学問題との関連、教育保障のあり方をめぐる視点から流動人口の教育問題が論じられている。

ところが、そのような戸籍・教育などに関する制度的な考察や民工子弟学校(流動児童学校)を分析対象の機軸として流動人口の教育問題を論じる研究が蓄積される一方、これまでに流動人口の家庭の養育環境ならびに養育意識に踏み込み、それらを考察の対象とした研究は少ない。例えば、笠井曜子(2003年)では、民工子弟学校に通学する流動人口児童の家庭環境に関するアンケート調査を実施して家庭の社会経済レベルや子どもに対する教育期待の水準などを分析している⁽²⁷⁾。また、劉綺莉(2008年)では、親のみが都市生活をおくり、子どもは地元に残められている「留守児童」の事例を取り上げてその問題点を考察している⁽²⁸⁾。これらの先行研究は、戸籍・教育や民工子弟学校などの、流動人口の受け入れにかかわる制度的側面が考察対象の中心ではなく、都市居住する流動人口のより私的な生活領域の側面が主な考察対象に据えられているという点で、流動人口の家庭環境ならびに養育環境にアプローチする手がかりを示唆するものとして評価できる。しかし、これらの先行研究も、結論としては前述した諸先行研究と同様に、流動人口の直面した生活環境を捉えた上で学校組織や義務教育のあり方に対する改善策や提言を行うといった、いわば制度に対する運動論的な研究の視角にもとづくものである。

よって、本研究では流動人口の養育環境に関する問題を、戸籍制度による諸制限や児童の通学する学校などに関する制度的な教育保障の問題として扱うのではなく、先行研究でほとんど対象とされてこなかった流動人口の家庭環境と養育意識に関する階層問題として考察するものとする。これまで流動人口の養育環境に関しては、通学先の学校などの制度的側面、保育・教育費など経済的側面、そして将来的な学歴到達の段階である教育期待の水準が主な考察対象とされてきた。しかし、本研究ではまず流動人口の養育環境における、より本質的な構成要素に踏み込むことを目的として、内的な要素であると考えられる養育に関する意識を考察の対象とする。それはつまり、流動人口の親などの養育観を養育環境の重要な構成要素として位置づけていることに他ならない。流動人口の社会移動の問題にとって、養育環境の客観的側面や教育期待水準の状況のみならず、主観的な側面である養育観こそが、より広く本質的な問題を捉えるための中心的要素であると考えられる。

またさらに、当然ながら社会移動にとって重要なテーマとなる、養育環境と子どもの実際の学習状況に関して、流動人口家庭の養育環境にこれまでの先行研究で取り上げられてこなかった社会的ネットワークの要因を含めた上で、子どもの教育達成の可能性に対する考察をおこなう。

以上を踏まえ、本研究は流動人口における養育観を基軸として、流動人口の子どもの養育環境との関連を通じた調査およびそれらの分析をおこなうことにより、流動人口の子どもの養育環境を考察するものである。